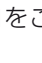
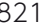


4月1日(金)から 民法改正により 成年年齢が18歳に引き下げられました

次の点の変更となります。詳細は、各問い合わせ先または法務省  をご確認ください。


◆親の同意なく契約が18歳からできます～悪質業者にご注意～

親などの同意を得ずに、さまざまな契約が一人で結べるようになる半面、結んだ契約を守る責任も生じます。成年に達したばかりの若者を狙う悪質業者に注意し、勧誘や契約は慎重に検討しましょう。
契約の例…携帯電話の契約・ローンを組み・クレジットカードを作る・賃貸契約など
▶協働コミュニティ課  042-420-2821

◆婚姻可能な年齢

女性の結婚開始年齢が18歳に変更となり、男女ともに18歳での結婚になりました。ただし、4月1日(金)時点で既に16歳以上の女性は18歳未満でも結婚できます。

◆マイナンバーカードの有効期限


4月1日(金)以降に18歳以上の方から申請の受付をしたマイナンバーカードについては、発行後10回目の誕生日までが有効期限となります。
▶市民課  042-460-9820

- ◆そのほか変更となるもの ●10年有効パスポートの取得(18歳から)
◆変更されないもの ●飲酒・喫煙(20歳から) ●競馬・競輪・オートレース・競艇の投票券の購入(20歳から) ●普通自動車運転免許の取得(18歳から)
●中型・大型自動車運転免許の取得(20歳から)など

春の全国交通安全運動 4月6日(水)～15日(金)
※4月10日(日)は交通事故死ゼロを目指す日

この運動は、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、一人一人が道路環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底をしていただくことを目的としています。



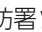

- 運動の重点
①子どもをはじめとする歩行者の

- 安全確保
②歩行者保護や飲酒運転根絶などの安全運転意識の向上
③自転車の交通ルール順守の徹底と安全確保
④二輪車の交通事故防止
※①～③：全国重点、④：地域重点
▶交通課  042-439-4435

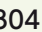
防火・防災教育を実施しましょう

災害が発生した場合には、各事業所で定めた消防計画に基づき、119番通報や初期消火、避難誘導、応急救護などの自衛消防活動を行うこととなります。

事業所の安全・安心を守るために、平時から従業員に対して防火・防災教育を実施しましょう。

防火・防災教育の実施に当たり、不明な点は  へお問い合わせください。
※池袋防災館・本所防災館・立川防災館ではさまざまな体験を行うことができます。
 西東京消防署  042-421-0119
▶危機管理課  042-438-4010

ヘルプマークを知っていますか?

援助を必要としている方々が、周りの方に配慮を必要としていることをお知らせすることができるマークです。外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。このマークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。
▶障害福祉課  042-420-2804

Q.マークはどのような人に配っているのですか?
対 援助や配慮を必要としていて、配布を希望する方
●義足や人工関節を使用している方 ●内部障害や難病の方 ●妊娠初期の方など
※身体機能などに特に基準を設けていません。

必要な方が円滑にマークを活用していただけるように、書類などの提示は必要なく、申し出に対しお渡しします。ご家族など代理による申し出の場合もお渡しします。

- Q.マークはどこで配っていますか?
●市役所障害福祉課(田無庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)など(各自治体で配布)
●都営地下鉄各駅(一部を除く)駅務室、都営バス各営業所など
●東京都心身障害者福祉センター(多摩支所を含む)・都立病院・公益財団法人東京都保健医療公社の病院など


- Q.マークを身につけた方がいたら、どうすればいいですか?
●電車・バスの中で、席をお譲りください。
●駅や商業施設などで、声を掛けるなどの配慮をお願いします。
●災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

ヘルプカードの配布

- Q.ヘルプカードとは
障害のある人が携帯し、災害時や日常生活の中で困ったときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。
Q.カードはどのように使用するのですか?
手助けしてもらいたいことや配慮が必要なことなどを情報記載用シールに明記し、カードに貼り付けてご使用ください。
Q.カードはどのような人に配っているのですか?
対 障害手帳保持者・自立支援医療受給者・高次脳機能障害者・発達障害者・難病者 ※申込書の記入が必要です。詳細は上記へお問い合わせください。



4月の人権・身の上相談のご案内

人権侵害、偏見や差別、近所付き合いでの悩み事など人権擁護委員が市民の皆さんの相談をお受けします。
場 田無庁舎2階
申 4月1日(金)から電話で下記へ(申込順)
時 4月14日(木)・27日(水)午前9時～正午・午後1時～4時
▶協働コミュニティ課  042-420-2821



無料市民相談

■一般市民相談

場所	日時
市民相談室(田無庁舎2階)	(月)～(金) 午前8時30分～午後5時


■専門相談(申込制) ※1枠30分
専門相談は、広く市民の皆さんにご利用いただくためのもので、専門家が一緒に解決の糸口を探すものです。


新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、電話または対面での相談を行っています。なお、今後の状況によって、相談方法の変更や相談休止となる可能性がありますので、最新の情報はお問い合わせください。

- 申込開始 4月4日(月) 午前8時30分(★印は、3月18日から受付中)
□申込方法 市民相談室(田無庁舎2階)へ直接または電話
※申込開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。
 市民相談室  042-460-9805


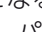


内容	相談方法	日時
法律相談	電話・対面	4月14日(木)・21日(木) 午前9時～正午
		4月12日(火)・19日(火)・20日(水)・22日(金) 午後1時30分～4時30分
交通事故相談	電話・対面	★4月7日(木) 午後1時30分～4時
		4月26日(火) 午前9時～11時30分
税務相談	電話・対面	4月15日(金)・26日(火) 午後1時30分～4時30分
不動産相談	電話・対面	★4月14日(木) 午後1時30分～4時30分
		4月22日(金) 午前9時～正午
登記相談	電話・対面	★4月21日(木) 午後1時30分～4時30分
表示登記相談	電話・対面	★4月21日(木) 午後1時30分～4時30分
年金・労災・雇用保険人事一般相談	電話・対面	★4月11日(月) 午後1時30分～4時30分
行政相談	電話・対面	※4月15日号でお知らせします。
相続・遺言・成年後見等手続相談	電話・対面	4月27日(水) 午後1時30分～4時30分



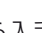



お役立ちガイド 他機関からのお知らせ

4月の薬湯 ～ヨモギの湯～
□効能 腰痛・痔の痛みなど
時 4月3日(日)
※小学生以下は入浴無料(保護者同伴)
場 庚申湯・みどり湯・ゆパウザ
問 西東京市公衆浴場組合
庚申湯  042-465-0261

少子社会対策部計画課
 03-5320-4121

東京都シルバーパスの新規購入(半年パス)

満70歳以上の都民の方は、都内民営バス・都営交通に乗車できるシルバーパスを購入できます。
□有効期限 9月30日(金)
申 満70歳になる月の初日から、最寄りのシルバーパス取扱バス営業所へ
※市では発行していません。詳細は  へ
持 住所・氏名・生年月日が確認できる身分証明書(保険証など)・購入費用
※住民税の課税状況などにより、購入費用が異なり、書類が必要な場合がありますので  へお問い合わせください。
※令和4年度住民税等の賦課決定が行われるまでの期間は、令和3年度の書類を代用できます。
 (一社)東京バス協会シルバーパス専用電話
 03-5308-6950 (土)・(日)・(祝)を除く午前9時～午後5時

東京都子育て支援員研修(第1期)受講生募集
内 子育て支援分野で従事するうえで必要な知識や技能などを有する「子育て支援員」の養成研修
□コース 地域保育コース
申 4月1日(金)～15日(金)にオンラインまたは郵送(書留・必着)
※詳細は  へ
□募集要項  の  から入手可能
※期間中、田無第二庁舎2階保育課、防災・保谷保健福祉総合センター1階市民課でも配布(配布数に限りあり)
 ●(公財)東京都福祉保健財団   03-3344-8533
●その他研修全般…東京都福祉保健局